【規程番号　神女大短Ⅳ－003】

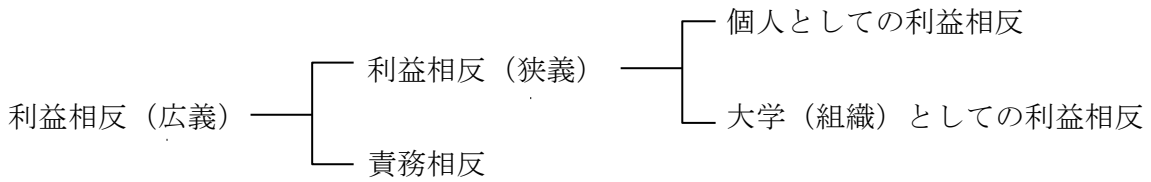
# 神戸女子大学・神戸女子短期大学利益相反ポリシー

神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）は、建学の精神のもとに教育・研究・社会貢献を大学の使命と捉え、研究成果を広く社会に還元するべく産学官連携活動を積極的に推進している。

産学官連携活動を進めるうえで、教員や大学が特定の企業等から正当な利益を得ること、あるいは特定の企業等に対し必要な範囲において正当な責務を負うことは妥当である。しかしながら、外部との経済的な利益関係等によって、大学本来の使命たる教育・研究に対する責任を蔑ろにすること、あるいは大学における職務遂行に必要な公正かつ適正な判断が損なわれることがあってはならない。

本学は、このような大学の学術機関としての責任と産学官連携活動により得る利益とが衝突・相反する利益相反を適切にマネジメントすることにより、大学の社会的信頼を確保するとともに、教員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するため、利益相反に対する本学の基本的な考え方を利益相反ポリシーとして定める。

## １．利益相反の定義




（1）利益相反（広義）

「狭義の利益相反」と「責務相反」の双方を含む概念をいう。

（2）利益相反（狭義）

教員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益と教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

（3）個人としての利益相反

教員個人が得る利益と教員個人の大学における責任が衝突・相反している状態をいう。

（4）大学（組織としての利益相反）

大学が組織として得る利益と大学の社会的責任が衝突・相反している状態をいう。

（5）責務相反

教員が 主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っているため、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

## ２．基本方針

（1）本学は、社会貢献という本学の使命に鑑み、産学官連携を積極的に推進する。

（2）本学は、産学官連携活動の過程において付随的に生じ得る利益相反が深刻な事態へと発展することを未然に防止するため、適切な利益相反マネジメントを行う。

(3) 本学は、教員からの申告に基づき、第三者が利益相反の疑念を抱くおそれのあるものについては、適切な助言、指導等により、その解消を図る。

(4) 本学における利益相反マネジメントは、教員の産学官連携活動を制限するものではなく、教員の自主性を最大限に尊重するとともに、大学の社会的信頼の確保と教員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものである。

3．マネジメント体制

利益相反マネジメントに係る基本方針及び具体的事項に関する審議を行うため、利益相反マネジメント委員会を設置する。

4．対象と基準

(1) 本ポリシーは、本学の教員を対象とする。ただし、その他の者についても、利益相反マネジメント委員会が必要と認めた者を対象者に加えることができる。

(2) 産学官連携活動において生ずる利益相反の状態が、社会通念上妥当とされる範囲を逸脱し、大学の教育・研究活動の公正さに疑念を生じさせるか否かを基本的な判断基準とする。

5．その他

(1) 本ポリシーを運用するために必要な具体的取扱い事項については、「神戸女子大学・神戸女子短期大学利益相反マネジメント規程」に別途定める。

(2) 国内外の社会情勢等の変化、利益相反問題の状況に応じて本ポリシーの適宜見直しを行う。

6．改廃

このポリシーの改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

**附　則**

1　本ポリシーは、令和2年4月1日から施行する。

2　本ポリシーの施行に伴い、神戸女子大学利益相反ポリシーは廃止する。